

芦屋町環境美化条例（素案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 環境美化の保持（第6条—第9条）
- 第3章 廃棄物の不法投棄等の禁止（第10条・第11条）
- 第4章 空き缶等及び吸殻等の散乱防止（第12条）
- 第5章 飼い犬又は飼い猫のふん害防止（第13条）
- 第6章 雑則（第14条—第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境美化の促進及びその保持を図るため、必要な事項を定めることにより、町、事業者及び町民等が一体となって、廃棄物の不法投棄の禁止、飼い犬又は飼い猫のふん害の防止及び緑化の推進を図ることにより、快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町民等 町民及び通過者その他滞在者をいう。
- （2）事業者 町内において事業活動を行う全ての者をいう。
- （3）公共の場所 道路、公園、河川その他公共の用に供する場所をいう。
- （4）所有者等 土地又は建物の所有者及び管理者をいう。
- （5）空き地 所有者等が使用していない土地又は使用している土地であっても、使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。
- （6）不良状態 人が使用せず、又は適正な管理を行っていないため、雑草等（雑草、枯れ草及びこれに類する樹木をいう。）が繁茂し、放置されている状態で周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態をいう。
- （7）廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- （8）空き缶等 飲食料を収納していた容器をいう。
- （9）吸殻等 たばこの吸殻及びチューインガムのかみかす等をいう。

（町の役割）

第3条 町は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を講じ、その実施について町民等、事業者、所有者等その他関係諸団体等に対して協力を要請するとともに、住民の意識啓発に努めるものとする。

- （1）環境美化の促進を自主的に行う団体の育成及び支援

(2) 町民等及び事業者の環境美化に対する意識の啓発

(3) ごみの投棄を禁止する関係法令の周知徹底

(4) 環境パトロールの実施

(事業者の役割)

第4条 事業者は、事業活動を実施するに当たっては、環境の保全に支障を生じさせることのないよう十分な配慮と措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、従業員に対し環境美化意識の啓発を図るとともに、町が環境美化のために実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、地域の良い生活環境をつくるため、相互に協力して自らが積極的に生活環境の保全に努めるとともに、町が環境美化のために実施する施策に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 町民等は、ごみの減量化及び再資源化に積極的に取り組むとともに、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用に努めなければならない。

3 町民等は、生活環境を悪化させたときは、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

第2章 環境美化の保持

(清潔の保持)

第6条 町民等、事業者及び町内に土地又は家屋等（以下この条及び次条において「土地等」という。）を所有し、又は管理する者は、公共の場所及びその所有又は管理する土地等を汚損する等により、生活環境を悪化させることのないよう清潔の保持に努めるとともに、その所有又は管理する土地等が廃棄物の不法投棄を誘発することのないよう清潔かつ適正に管理するよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第7条 町長は、地球温暖化の防止及び緑化の推進を図るため、町が設置し、又は管理する公園、広場、道路及びその他公共施設について、樹木等の植栽に努めるものとする。

2 町民等、事業者及び所有者等は、緑豊かな生活環境をつくるため、その居住し、所有し、又は管理する土地等について、その余地にすすんで樹木等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

(水質保全)

第8条 何人も、海、河川、水路、ため池、その周辺の水質等環境の保全について特に配慮し、水質の汚濁防止に努めなければならない。

(空き地の管理)

第9条 空き地の所有者等は、当該空き地を適正かつ良好に管理し、不良状態にならないように努めなければならない。

第3章 廃棄物の不法投棄等の禁止

(不法投棄の禁止)

第10条 何人も、廃棄物をみだりに放置し、又は不法に投棄してはならない。

(屋外における燃焼行為の制限)

第11条 何人も、地域の慣習、宗教上の儀式行事、教育活動又はたき火に伴う燃焼行為であって、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なもののほかは、燃焼によってばい煙が発生するものを屋外で燃焼させてはならない。

第4章 空き缶等及び吸殻等の散乱防止

(空き缶等及び吸殻等の散乱防止)

第12条 町民等は、空き缶等及び吸殻等を散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸殻等を持ち帰り、又は回収容器に収納しなければならない。

2 事業者のうち、容器に収納した飲食料（以下「容器飲食料」という。）を販売する者は、容器飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等の散乱を防止し、当該回収容器を適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者等のうち、容器飲食料を製造する者及び容器飲食料を販売する者は、空き缶等の散乱防止のため消費者に対する啓発及び再資源化への転換に努めるとともに、町の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者のうち、たばこ又はチューインガムを販売する者は、吸殻等の散乱防止に努めるとともに消費者に対する啓発等、町の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第5章 飼い犬又は飼い猫のふん害防止

(飼い犬又は飼い猫のふんの放置の禁止)

第13条 飼い主は、飼い犬又は飼い猫のふんを放置してはならない。

2 飼い主は、飼い犬又は飼い猫を散歩させる際には、ふんを処理するための用具を携帯する等し、ふんをしたときは、飼い主が直ちにそのふんを回収しなければならない。

第6章 雑則

(立入調査)

第14条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、指定する土地に職員を立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り、立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告)

第15条 町長は、町民等及び事業者が、第6条、第9条、第10条、第12条第1項及び第2項並びに第13条の規定に違反していると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(芦屋町環境美化に関する条例の廃止)
- 2 芦屋町環境美化に関する条例（平成6年条例第26号）は、廃止する。